

別紙8 自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更後	現行
1	2	3(1)	「 <u>自動車整備分野特定技能評価試験</u> 」又は「自動車整備士技能検定試験3級」	「 <u>自動車整備特定技能評価試験(仮称)</u> 」又は「自動車整備士技能検定試験3級」
2	2	3(2)	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」
3	3	5(2)ア	特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「 <u>自動車整備分野特定技能協議会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「 <u>自動車整備特定技能協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。